

2010年度 破産法講義 5

関西大学法学部教授
栗田 隆

破産法講義 第5回

1. 民事執行・保全処分
2. 係属中の訴訟等

T. Kurita

2

破産債権・財団債権に基づく民事執行の禁止と効力喪失

	禁止される執行	根拠規定	参照条文
破産債権に基づく	強制執行、民事保全法の仮差押え・仮処分	42条1項・2項	100条
	一般の先取特権や企業担保権の実行手続		2条9項・65条・98条
	民事執行法196条の財産開示手続	42条6項	41条。
財団債権に基づく	上記の執行	上記の規定	政策的決断 2条7項・152条

T. Kurita

3

その他の権利に基づく民事執行

- 取戻権となるもの（所有権など）は、62条により破産手続外で行使可能であり、
- 別除権となるもの（抵当権など）は、65条により破産手続外で行使可能である。

T. Kurita

4

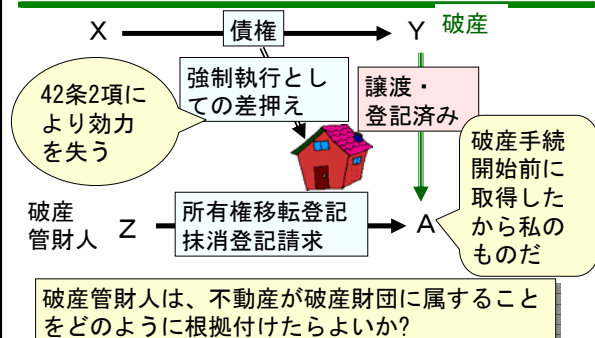
破産債権に基づく執行の効力喪失の意味

- 破産債権に基づく執行は、それが破産手続の進行や破産的清算の障害となるので、破産財団との関係で効力を失う。
- 執行による処分禁止効（民執59条2項）が破産財団にとって有益である場合には、その効力は破産財団のために存続する。

T. Kurita

5

設例



T. Kurita

6

破産手続の開始前に開始された滞納処分

- 破産手続の開始前に開始された滞納処分は、続行できる（43条2項）。
- 行政庁が滞納処分を追行しない場合には、管財人は184条1項により換価できると解すべきである。この場合に、滞調法9条・17条の（類推）適用により続行決定をする。

T. Kurita

7

破産手続の開始後における新たな滞納処分

- 新たな滞納処分を許すと、破産手続の円滑な進行が妨げられることになりやすいので、破産手続開始後の新たな滞納処分は許されないとされている（43条1項）。
- 留意点 滞納処分による換価より、管財人による換価の方が迅速で有利（高価額）なことが多い。

T. Kurita

8

破産財団に関する訴訟手続の中断・受継（44条）

次のものに関する訴訟手続は、44条1項により中断する。

1. 破産債権 — 破産手続により行使すべきであるから（100条）
2. その他（訴訟手続は破産管財人が受継する）
 - a. 財団財産 — 管理処分権が管財人に移るから（2条14項）
 - b. 財団債権 — 破産手続によらずに破産管財人が随時弁済すべきものであるから（2条7項）

T. Kurita

9

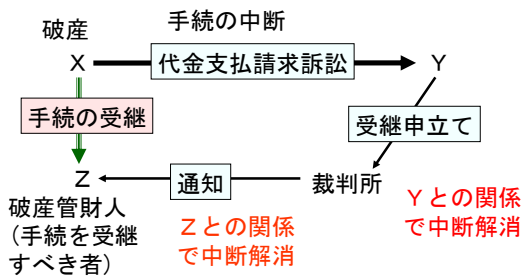
受継（じゅけい） 意義

- 新追行者による手続の続行（手続の受け継ぎ）
これは、中断された訴訟手続を新追行者（当事者または法定代理人）が旧追行者に代わって追行ないし続行することである。44条6項の受継が、この意味の代表例である。
- ただし、手続続行申立て（受継申立て）の意味で用いられることもある（旧破産法69条参照）。

T. Kurita

10

中断と受継



T. Kurita

11

財団財産に関する訴訟手続の中断・受継

訴え提起

当事者について破産手続開始
＝訴訟手続の中断（44条1項）

管財人による受継（44条2項）

判決

T. Kurita

12

訴訟係属中に破産手続が終了すると、訴訟手続は再び中断し、破産者が受継する

訴え提起

破産手続開始＝訴訟手続の中断（44条1項）

管財人による受継（44条2項）

破産手続の終了＝中断（44条4項）

破産者による受継（44条5項）

判決

T. Kurita

13

破産管財人による受継前に破産手続が終了すると、元の破産者によって当然に受継される

訴え提起

破産手続開始
＝訴訟手続の中断（44条1項）

破産手続の終了
＝元破産者による当然受継（44条6項）

判決

T. Kurita

14

無益と判断される訴訟の取扱い

訴訟手続を受継した破産管財人が勝訴の見込みがない（あるいは、訴訟費用等を考慮して、訴訟の続行が無益である）と判断される場合。

- 破産者が破産により消滅する法人の場合 破産管財人は、請求の放棄・認諾、訴えの取下げあるいは和解により訴訟を終了させてよい。
- 個人の場合 破産管財人は、破産者のために目的物を財団から放棄する。

T. Kurita

15

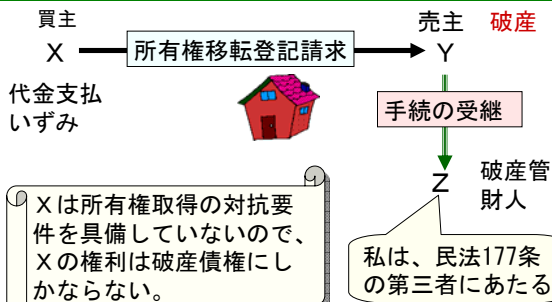
訴訟手続を受継した破産管財人の地位

- 破産管財人は従前の訴訟状態を引き継ぐが、固有の攻撃防御方法（対抗要件の欠缺・否認権等）の提出は妨げられない。
- 相手方の訴訟費用償還請求権は財団債権となる（44条3項）

T. Kurita

16

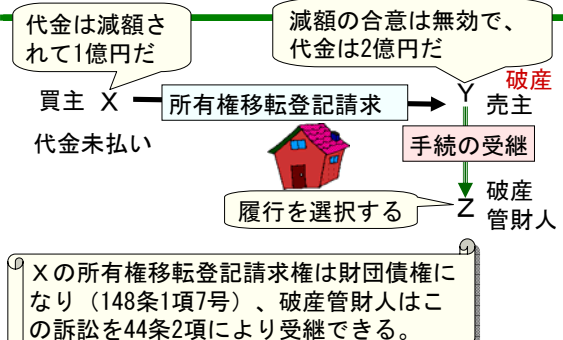
設例



T. Kurita

17

財団債権に関する訴訟の受継の例



T. Kurita

18

